



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 エステール株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸山 朝
(JASDAQ・コード 7872)
問合せ先
役職・氏名 取締役 草間 昭仁
電話 03-5360-2463

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し平成 18 年 6 月 29 日開催の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）ならびに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）および会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、以下の理由により、定款の一部を変更するものであります。

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 株主総会においてより充実した情報の開示をおこなうことができるよう、変更案第 15 条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。
- (3) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 21 条（取締役会）第 3 項を新設するものであります。
- (4) 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるよう、商法の規定に基づき取締役及び監査役の会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で取締役会の決議により減免できるよう、変更案第 27 条第 1 項を新設するものであります。

また、社外取締役及び社外監査役として有能な人材を迎えられるよう、併せて会計監査人につきましても商法の規定に基づき会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できるよう、変更案第 27 条第 2 項を新設するものであります。

ます。

なお、取締役会の決議による取締役の責任免除並びに社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (5) 上記のほか、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2.定款変更の内容

現 行	変更後・案
定 款	定 款
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社の商号はエステール株式会社と称し英文では ESTELLE CO.,LTD.と表示する。	第 1 条 当会社の商号はエステール株式会社と称し英文では ESTELLE CO.,LTD.と表示する。
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当会社は下記の事業を営むことを目的とする。
1. 宝石の研磨、宝飾品、貴金属製品の加工製造	1. 宝石の研磨、宝飾品、貴金属製品の加工製造
2. 宝石、宝飾品、貴金属製品の卸、小売販売及びレンタル業	2. 宝石、宝飾品、貴金属製品の卸、小売販売及びレンタル業
3. 宝石、宝飾品、貴金属製品、時計、美術品、機械工具類の古物一般の売買	3. 宝石、宝飾品、貴金属製品、時計、美術品、機械工具類の古物一般の売買
4. 宝石、宝飾品、貴金属製品の売買の仲介	4. 宝石、宝飾品、貴金属製品の売買の仲介
<第5号 新設>	5. <u>装身用アクセサリーの販売及びそのメーカーアップアドバイス</u>
5. 商品取引市場に於ける先物取引	6. 商品取引市場に於ける先物取引
6. コンピューターソフトの貸貸及び計算事務代行	7. コンピューターソフトの貸貸及び計算事務代行並びに開発及び販売

<p>7. 時計、喫煙具、靴、カバン、ベルト、皮革製衣料その他日用品 雑貨の輸入並びに販売</p> <p>8. 貸ビルの経営及び貸アパートの経営</p> <p>9. レストラン・喫茶店の経営</p> <p><第 11 号 新設></p>	<p>8. 時計、喫煙具、靴、カバン、ベルト、皮革製衣料その他日用品 雑貨の輸入並びに販売</p> <p>9. 貸ビルの経営及び貸アパートの経営</p> <p>10. レストラン・喫茶店の経営</p> <p>11. <u>公告及び宣伝業並びに公告宣伝代理業</u></p>
<p>10. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p>	<p>10. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p>
<p>第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p><第 4 条 新設></p> <p>(<u>公告の方法</u>)</p>	<p>第 3 条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p> <p>(<u>公告方法</u>)</p>
<p>第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p>	<p>第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、15,000,000 株とする。但し、株式の消却が行われた場合にはそれに相当する株式数を減ずる。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p>
<p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は15,000,000 株とする。但し、株式の消却が行われた場合にはそれに相当する株式数を減ずる。</p> <p><第 7 条 新設></p> <p>(<u>1 単元の株式数及び単元未満株の不発行</u>)</p>	<p>第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、15,000,000 株とする。</p> <p>第 7 条 当会社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p>
<p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。</p>

<p>2) 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規程に定めるところについて</u>はこの限りではない。</p>	<p>2) 当会社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第 7 条</u> 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p><第7条 削除></p>
<p><u>(株式取扱規程)</u></p> <p><u>第 8 条</u> 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する諸手続き及びその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p><u>(株式取扱規程)</u></p> <p><u>第 9 条</u> 当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p><u>第 9 条</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3) 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株主の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第 10 条</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><第2項 削除></p> <p><第3項 削除></p>
<p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第 10 条</u> 当社は、決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使す</p>	<p><第10条 削除></p>

べき株主とみなす。

2) 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

<第11条 新設>

(招集)

第 11 条 定時株主総会は毎決算期後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。

(招集者及び議長)

第 12 条 株主総会は、法令に定めがあるもののほかは取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2) 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

(決議方法)

第 13 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

2) 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席

<第2項 削除>

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

<第2項 削除>

(決議要件)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

2) 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の

<p>し、その議決権の3分の2以上で行なう。</p> <p><第15条 新設></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2) 前項の場合には株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会における議事の経過要領及び結果はこれを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名押印又は電子署名を行なう。</p>	<p>議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第15条</u> 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p><第2項 削除></p> <p><第15条 削除></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第16条</u> 当会社に取締役10名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p><u>第17条</u> 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2) 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第17条</u> 当会社に取締役10名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2) 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>

<p>過半数をもってする。</p> <p><u>3) 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p><第3項 削除></p>
<p><第19条 新設></p>	<p>(任期)</p> <p><u>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2) 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p><u>第18条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p><u>2) 取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p><第2項 新設></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第19条 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p><第19条 削除></p>
<p>(取締役会)</p> <p><u>第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>2) 取締役招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><第3項 新設></p>	<p>(取締役会)</p> <p><u>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>2) 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3) 取締役会が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>

<p>3) 取締役会の運営その他に関する事項については取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第 21 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 22 条 当会社に監査役 5名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第 23 条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2) 監査役の選任決議は総株主の議決権の 3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 24 条 監査役の任期は就任後 4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p><第2項 新設></p> <p>(附則) 第 23 条の規定にかかわらず平成 15年 3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は 3年とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 25 条 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</p>	<p>4) 取締役会の運営その他に関する事項については取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p><第 21 条 削除></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 22 条 当会社に監査役 5名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第 23 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><第2項 削除></p> <p>(任期)</p> <p>第 24 条 監査役の任期は選任後 4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2) 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p><附則 削除></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 25 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>
---	---

<p>(監査役会)</p> <p>第 26 条 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2) 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第 27 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p><第 6 章 新設></p> <p><第 27 条 新設></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p><u>(営業年度及び決算期)</u></p> <p>第 28 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。</p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第 29 条 利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に支払う。</p> <p><第 2 項 新設></p>	<p>(監査役会)</p> <p>第 26 条 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2) 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p><第 27 条 削除></p> <p>第 6 章 取締役、監査役、及び会計監査人の責任免除</p> <p><u>(損害賠償責任の一部免除)</u></p> <p>第 27 条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2) 当会社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p>第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第 29 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。</p> <p>2) 前項のほか、取締役会の決議により、毎</p>
---	---

	<u>年9月30日の株主名簿に記載又は登録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>
<u>(中間配当)</u>	<第30条 削除>
<u>第 30 条 当社は毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し取締役会の決議により、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という）を行うことができる。</u>	
<第30条 新設>	<u>(自己株式の取得)</u>
	<u>第 30 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u>
<u>(除斥期間)</u>	<u>(配当金の除斥期間)</u>
<u>第 31 条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u>	<u>第 31 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u>

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日 (金曜日)

以上